



平成 20 年 3 月 11 日

各 位

会 社 名：グッドウィル・グループ株式会社  
（コード：4723 東証第一部）  
代表者名：代表取締役社長 堀井 慎一  
問合せ先：執行役員 広報 IR 部長 大迫 一生  
（ T E L : 03 - 3405 - 9262 ）

### 第三者割当により発行される普通株式及び優先株式の募集に関するお知らせ

本日、米国大手投資ファンドのサーベラスグループ（以下「サーベラス」といいます。）の設立したオランダの有限責任会社であり、サーベラスと米国大手証券会社のモルガン・スタンレーの関連会社（以下「モルガン・スタンレー」といいます。）の組成するコンソーシアムによる投資を目的とする Promontoria Investments I B. V.（以下、「Promontoria」といいます。）が、当社の主要債権者である株式会社みずほ銀行から、当社に対する貸付債権を譲り受けました。これを受け、当社は、本日開催の取締役会において、Promontoria と新たな返済条件を規定した合意書の締結について決議しましたので、お知らせ致します。

また、当該合意書に基づき、第三者割当による新株式（普通株式及び A 種優先株式、以下「本募集株式」と総称します。）の募集を行うこと（以下「本増資」といいます。）について決議し、Promontoria が本増資を引き受けることに関する株式引受契約（以下「本契約」といいます。）を締結しましたので、お知らせ致します。普通株式の発行については金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、A 種優先株式の発行については平成 20 年 5 月下旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）で定款変更及び A 種優先株式の発行に係る各議案の承認が得られることをそれぞれ条件としています。なお、A 種優先株式の払込財産には Promontoria が株式会社みずほ銀行から譲り受けた貸付債権の一部が充当される見込みです。

#### 記

##### 1. 第三者割当により発行される株式の募集の目的

当社グループは、平成 20 年 1 月 11 日付適時開示「当社子会社「株式会社グッドウィル」の事業停止命令及び事業改善命令に関するお知らせ」で発表致しました通り、法令違反の再発防止に向けた措置を徹底的に推進すると共に、資本増強により財務体質を強化し企業価値を向上させることが喫緊の経営課題であると認識しております。

上記経営課題を踏まえ、普通株式による増資は、Promontoria 向けの弁済を含めた当社グループの借入金の返済及び法令遵守態勢の一層の強化のための資金に充当することを目的とし、これにより有利子負債の圧縮及び自己資本の増強による財務体質改善を図るものです。

一方で、A 種優先株式の発行については、払込財産に Promontoria が株式会社みずほ銀行より取

得した貸付債権の一部が充当される見込みであり（貸付債権の当社への現物出資、以下「債務の株式化（DES）」）A種優先株式発行総額と同額分当社の有利子負債が圧縮されることによる財務基盤の安定化及び自己資本の増強を目的としております。

## 2. 調達する資金の額及び用途

### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

4,474,250,000 円（普通株式のみ）注1

(注1) A種優先株式については債務の株式化（DES）の手法を採用するため、資金の調達は無く、A種優先株式払込金額総額である 15,500,000,000 円の当社有利子負債が減少することになります。従いまして、上記は金銭による払込みが予定されている普通株式増資による調達資金の手取概算額となっております。

### (2) 調達する資金の具体的な用途

今回の第三者割当増資は、自己資本の増強による財務基盤の強化を目的としたものです。普通株式増資による上記差引手取概算額 4,474,250,000 円については、財務体質改善のための借入金の返済及び法令遵守態勢の一層の強化のための資金に充当する予定ですが、詳細については今後主要債権者並びに取引金融機関等の関係者との協議により決定してまいります。詳細については決定次第、別途お知らせ致します。

なお、A種優先株式による増資総額 15,500,000,000 円については、バランスシートの改善を目的として債務の株式化（DES）の手法を採用するため、資金の調達はございません。

### (3) 調達する資金の支出予定時期

平成 20 年 4 月から平成 20 年 9 月まで

### (4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

平成 19 年 12 月末時点の連結ベースの自己資本に本増資による資本増強金額を加算すると、自己資本は約 192 億円から約 392 億円、自己資本比率は約 6.3%から約 12.7%となり、当社グループの新たなスタート並びに今後の更なる飛躍に向けた財務基盤が整うこととなります。本増資は、当社が財務体質の健全化を図り、更なる成長ステージへの移行を図るために必要不可欠なものであります。また、借入金の返済及び自己資本の増強によりバランスシートの改善が見込まれます。

## 3. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近 3 年間の業績（連結）(単位：百万円)

決 算 期	平成 17 年 6 期	平成 18 年 6 期	平成 19 年 6 期
売 上 高	142,157	185,948	509,001
営 業 利 益	5,621	7,895	9,945
経 常 利 益	4,320	6,704	6,794
当 期 純 利 益	1,463	3,429	40,708
1 株当たり当期純利益（円）	2,233.72	1,743.22	19,510.20
1 株当たり配当金（円）	1,500	1,625	0
1 株当たり純資産（円）	58,235.69	23,783.09	4,569.51

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成19年12月31日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	2,522,118.27 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	0 株	0%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	0 株	0%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	0 株	0%

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成17年6期	平成18年6期	平成19年6期
始 値	93,333 円	67,333 円	84,600 円
高 値	94,333 円	115,000 円	128,000 円
安 値	58,667 円	55,667 円	42,000 円
終 値	67,667 円	84,500 円	42,400 円

最近6か月間の状況

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
始 値	23,510 円	24,540 円	27,800 円	28,050 円	12,640 円	5,140 円
高 値	23,900 円	26,470 円	29,400 円	29,350 円	13,040 円	18,750 円
安 値	11,360 円	17,520 円	21,720 円	14,440 円	5,240 円	4,740 円
終 値	21,540 円	26,300 円	27,750 円	14,440 円	5,240 円	18,750 円

発行決議前日における株価

	平成20年3月10日現在
始 値	23,400 円
高 値	23,400 円
安 値	22,520 円
終 値	23,400 円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資(普通株式)

発 行 期 日	平成20年4月25日
調達資金の額	4,474,250,000 円(発行価額:9,000 円)(差引手取概算額)
募集時における発行済株式数	2,522,118.27 株
当該増資による発行株式数	500,000 株
募集後における発行済株式総数	3,022,118.27 株

割 当 先	Promontoria Investments I B. V.
-------	---------------------------------

・第三者割当増資（A種優先株式）

発 行 期 日	平成 20 年 12 月下旬（予定）
払 込 金 額	15,500,000,000 円（発行価額：10,000,000 円）（注 2）
募集時における 発行済株式数	-
当該増資による 発行株式数	A 種優先株式 1,550 株
募集後における 発行済株式総数	A 種優先株式 1,550 株
割 当 先	Promontoria Investments I B. V.

（注 2）A 種優先株式については債務の株式化（DES）の手法を採用するため、資金の調達はなく、A 種優先株式払込金額総額である 15,500,000,000 円の当社有利子負債が減少することになります。

（ 5 ）最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行

発 行 期 日	平成 17 年 9 月 16 日
調達資金の額	24,900,000,000 円（差引手取概算額）
募集時点における 発行済株式数	636,043 株
当該募集による 潜在株式数	当初の転換価額（202,742.0 円）における潜在株式数：123,309 株 平成 17 年 10 月から平成 19 年 8 月まで 転換価額上限値（202,742.0 円）における潜在株式数：123,309 株 転換価額下限値（183,432.6 円）における潜在株式数：136,290 株 平成 19 年 9 月から平成 21 年 8 月まで 転換価額上限値（289,630.5 円）における潜在株式数：86,317 株 転換価額下限値（96,543.5 円）における潜在株式数：258,951 株
現時点における 転換状況 （行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）：126,268 株 （残高 0） 転換価額（行使価額）202,742.2 円（平成 18 年 2 月 16 日） 転換価額（行使価額）67,580.6 円（平成 18 年 3 月 2 日） 平成 18 年 3 月 1 日に 1 対 3 の株式分割を行っているため
当初の資金用途	介護施設の建設・新規展開・設備投資費用と運転資金確保
割 当 先	Daiwa Securities SMBC Europe Limited
支出予定時期	平成 17 年 9 月以降

現時点における 充 当 状 況	介護施設の建設 約 154 億円 新規展開・設備投資費用 約 70 億円 運転資金確保 約 26 億円 のそれぞれに充当済
--------------------	---

・第三者割当てによる第 1 回新株予約権 FBF の発行

発 行 期 日	平成 19 年 7 月 10 日
調達資金の額	11,297,435,500 円
募集時点における 発行済株式数	2,122,118.27 株
当該募集による 潜 在 株 式 数	潜在株式数：400,000 株(株価動向に係らず発行株式数は限定) 一株あたり新株予約権払込価額(25,500 円)保証 行使請求期間内(3 ヶ月以内)の株価上昇分については新株払込金額増加の可能性有。
現時点における 転 換 状 況 ( 行 使 状 況 )	潜在株式数：400,000 株 行使済株式数：400,000 株 ( 残 高 0 )
当初の資金使途	運転資金の充当と自己資本の強化
割 当 先	Deutsche Bank AG, London Branch
支出予定時期	平成 19 年 7 月以降
現時点における 充 当 状 況	資本金 56 億円 資本準備金 56 億円 のそれぞれに充当済

#### 4. 大株主及び持株比率

募集前（平成 19 年 12 月 31 日現在）		募集後（注 3）	
(有)折口総研	22.78%	(有)折口総研	19.01%
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	11.13%	Promontoria Investments I B. V.	16.54%
ユービーエス エイジー ロンドン アジア	6.92%	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	9.29%
エクイティーズ		ユービーエス エイジー ロンドン アジア	5.78%
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社	4.48%	エクイティーズ	
折口雅博	3.83%	日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社	3.74%
有限会社ジュピターインベストメント	3.52%	折口雅博	3.19%
ドイツ銀行ロンドン支店	3.06%	有限会社ジュピターインベストメント	2.94%
有限会社エスフロント	2.36%	ドイツ銀行ロンドン支店	2.56%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.63%	有限会社エスフロント	1.97%
サジヤツプ	1.57%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.36%

(注 3) 上記は、平成 19 年 12 月 31 日現在の発行済株式数に、今回の普通株式の第三者割当増資により増加する予定の株式数（500,000 株）を加えて算出したものです。

#### 5. 業績への影響の見通し

本件増資による業績予想の修正はありません。なお、平成 20 年 6 月期における業績予想につきましては、平成 19 年 12 月 25 日付適時開示「平成 20 年 6 月期（第 13 期）通期連結業績予想の修正及び配当予想の修正についてのお知らせ」をご参照下さい。

#### 6. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行価額の算定根拠

普通株式の発行価額については、当該普通株式発行にかかる取締役会決議の直近取引日までの 2 ヶ月（平成 20 年 1 月 11 日から平成 20 年 3 月 10 日）に株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価額の平均値を参考として、9,000 円（ディスカウント率 8.3%）と致しました。これは、当社グループにおける子会社コムスン等介護・介護関連事業からの撤退や子会社グッドウィルにおける労働者派遣法違反にかかる行政処分を受けている等の当社の置かれた事業環境や、これらの影響による最近の業績等を勘案し、割当先との交渉の結果決定いたしました。なお、上記の普通株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当て増資の取扱いに関する指針」（平成 15 年 3 月 11 日付）に準拠し決定しております。

A 種優先株式の発行価額についても、当社グループにおける子会社コムスン等介護・介護関連事業からの撤退や子会社グッドウィルにおける労働者派遣法違反にかかる行政処分を受けている等の当社の事業環境や、これらの影響による最近の業績、有利子負債総額及び自己資本比率を含む当社の財務状態を勘案して、妥当と判断する条件につき、取締役会で決定いたしました。しかしながら、A 種優先株式には当社普通株式又は金銭を対価とした取得請求権、及び累積配当条項が設定されているため、会社法上、特に有利な価額による募集とされる可能性も皆無

ではないため、本臨時株主総会の特別決議にて承認を得ることを条件に、発行価額を決定致しました。なお、本臨時株主総会においては新経営体制における新任取締役の任命も予定している為、今後可及的速やかに開催する必要がある、その基準日は平成 20 年 3 月中に設定される予定であります。本増資により平成 20 年 4 月 25 日に普通株式の払込みを実施する予定の Promontoria は、当該基準日時点では当社の株主とはならない見込みですが、会社法 124 条 4 項の規定に基づき、Promontoria についても、本臨時株主総会における全ての議案に対する議決権を付与する予定です。

( 2 ) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の普通株式の第三者割当増資の規模は、平成 19 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式数の 19.8%であり、これにより Promontoria は当社株式を 16.5%保有することになります。また、Promontoria に対して発行する A 種優先株式により、平成 19 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式数の 68.3%の潜在株式が発生することとなります。本増資により株式の希薄化は生じますが、当社は今後の成長性、経営安定性の維持のためには、平成 19 年 12 月末時点で約 192 億円であった自己資本を 392 億円まで充実させ、同時に平成 19 年 12 月末時点で連結ベース約 1,656 億円であった有利子負債を約 1,500 億円前後に圧縮し、財務体質の強化を図ることが喫緊の課題であり、今回の第三者割当増資は必要不可欠な資本増強及び資金調達であると判断しております。

7 . 割当先の選定理由

( 1 ) 割当先の概要

名 称	Promontoria Investments I B. V.	
設 立 根 拠 等	オランダ法	
所 在 地	Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands	
代 表 者 の 氏 名	Managing Director J.C.A. van Beek Managing Director J.J. van Vliet	
出 資 金 の 総 額	18,000 ユーロ	
上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	上 場 会 社 ( 役 員 ・ 役 員 関 係 者 ・ 大 株 主 含 む ) と 割 当 先 の 間 の 出 資 の 状 況	該 当 事 項 な し

## (2) 割当先を選定した理由

上記の通り、当社グループは法令違反の再発防止に向けた措置を徹底的に推進すると共に、資本増強により財務体質を強化し企業価値を向上させることが喫緊の経営課題であると考え、国内外の大手金融投資家との交渉を重ねてまいりました。この結果、再発防止策としてのコンプライアンス体制の強化、また経営陣刷新を始めとした当社の経営再建に向けての抜本的な取り組み、事業基盤、収益性及び成長性等を最も高く評価いただいた、サーベラス及びモルガン・スタンレーのコンソーシアムに対して、総額 200 億円の第三者割当増資を行うことを決議致しました。

サーベラス及びモルガン・スタンレーは、それぞれ投資会社/投資銀行として世界有数の投資実績を誇っており、豊富な投資・事業運営経験を有しております。サーベラス及びモルガン・スタンレーは、投資先企業に対して、資金的な支援のみにとどまらず、事業運営上のサポートを様々な側面から提供することにより投資先企業の企業価値の向上を目指す投資スタンスであり、両社の経営ノウハウやグローバル・ネットワークを当社が活用することにより、事業運営体制の強化、更に当社が今後目指す海外における成長戦略の実現についても、より一層加速させることが可能となると判断し、サーベラス及びモルガン・スタンレーのコンソーシアムである Promontoria を割当先として選定いたしました。

## (3) 割当先の保有方針

Promontoria は、当社株式を中長期的に保有する予定であり、今後 Promontoria の指名する複数の役員受け入れを予定しておりますが、詳細については今後協議し決定して参ります。

なお、普通株式を発行日から 2 年間以内に譲渡する場合、並びに A 種優先株式発行日から 2 年間において A 種優先株式を譲渡する場合、及び A 種優先株式の取得請求権を行使し普通株式を取得し、当該普通株式を譲渡する場合には、その旨を当社に報告する旨の確約を得る予定であります。

以 上

## 別添1 グッドウィル・グループ株式会社 普通株式発行要項

### 1. 募集株式の種類及び数

普通株式 500,000 株

### 2. 払込金額

1 株につき 9,000 円

### 3. 払込金額の総額

4,500,000,000 円

### 4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額 1 株につき 4,500 円 (総額 2,250,000,000 円)

増加する資本準備金の額 1 株につき 4,500 円 (総額 2,250,000,000 円)

### 5. 募集方法

第三者割当ての方法により、全株式を Promontoria Investments I B.V. に割り当てる。

### 6. 申込期日

平成 20 年 4 月 25 日 (金曜日)

### 7. 払込期日

平成 20 年 4 月 25 日 (金曜日)

### 8. 割当先及び割当株式数

Promontoria Investments I B.V.

普通株式 500,000 株

### 9. 新株券交付日

平成 20 年 4 月 25 日 (金曜日)

### 10. 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を要件とする。

以上

## 別添 2 グッドウィル・グループ株式会社 A 種優先株式発行要項

以下記載の各要項は、いずれも暫定的なものであり、最終的には当社の本臨時株主総会における決議により決定されるものとする。

### 1. 募集株式の種類

グッドウィル・グループ株式会社 A 種優先株式（以下「A 種優先株式」という。）

### 2. 募集株式の数

1,550 株

### 3. 払込金額

1 株につき 10,000,000 円

### 4. 払込金額の総額

15,500,000,000 円

### 5. 出資の目的とする財産の内容及び価額

Promontoria Investments I B.V. と株式会社みずほ銀行間の平成 20 年 3 月 11 日付債権譲渡契約書に基づき、Promontoria Investments I B.V. が当社に対して取得することとなる貸付債権元本（債権総額 15,500,000,000 円）

### 6. 申込期日

平成 20 年 12 月下旬（予定）

### 7. 出資の目的とする財産の給付期日

平成 20 年 12 月下旬（予定）

### 8. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額 1 株につき 5,000,000 円（総額 7,750,000,000 円）

増加する資本準備金の額 1 株につき 5,000,000 円（総額 7,750,000,000 円）

### 9. 募集方法

第三者割当ての方法により、全株式を Promontoria Investments I B.V. に割り当てる。

### 10. 優先配当金

- (1) 当社は、平成 22 年 1 月 1 日以降、定款第 38 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」とい

う。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1事業年度につきA種優先株式1株当たり、A種優先株式1株当たりの払込金額(10,000,000円)に、年率4.0%を乗じて算出した額の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において、下記第11項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とし、これに優先して支払われる累積未払配当金(以下に定義する。)は控除しないものとする。

## (2) 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「累積未払配当金」という。)については、翌事業年度以降、A種優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これをA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に支払う。

## (3) 非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金(下記第11項に定めるA種優先中間配当金を含む。)を超えて配当しない。

## 11. 優先中間配当金

当社は、平成22年1月1日以降、定款第39条に定める中間配当を行うときは、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、各事業年度におけるA種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

## 12. 残余財産分配

当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき10,000,000円に、累積未払配当金相当額及びA種優先株式1株につき残余財産の分配日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数(初日及び分配日を含む。)で日割計算した額を加えた金額(但し、第11項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。以下「A種優先残余財産分配金」という。)を分配する。当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先残余財産分配金のほか、残余財産の分配を行わない。

## 13. 株主総会における議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### 14. 普通株式を対価とする取得請求権

A 種優先株主は、当社に対し、以下に定める取得請求期間中、以下に定める取得の条件で、その有する A 種優先株式の全部又は一部につき、普通株式の交付を対価とする取得を請求することができる。

##### (1) 取得請求期間

平成 21 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

##### (2) 取得の条件

当社は、A 種優先株主からの請求に係る A 種優先株式を取得したときは、A 種優先株式 1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める取得価額及び算式に基づいて算定される数の当社の普通株式を交付する。

(イ) 当初取得価額

9,000 円

(ロ) 取得価額の調整

(a) A 種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する当社の普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する当社の普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 本(ロ)(d)で定める 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する当社の普通株式を処分する場合（無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(iii)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により普通株式を交付する場合を除く。）次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の

翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する当社の普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する当社の普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する当社の普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

但し、本(iii)による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

(iv) (x)本(口)(d)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式若しくは本(口)(d)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくはその他の証券若しくは権利を発行、付与若しくは処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(y)取得と引換えに本(口)(d)に定める時価を下回る価額で普通株式を交付する定めのある取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権を発行する場合、又は(z)本(口)(d)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式若しくは本(口)(d)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくはその他の証券若しくは権利、若しくは取得と引換えに本(口)(d)に定める時価を下回る価額で普通株式を交付する定めのある取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券若しくは権利若しくは当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券若しくは権利を発行、付与若しくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。))かかる株式、新株予約権又はその他の証券又は権利の払込期日(新株予約権の場合は割当日。以下本(iv)において同じ。)に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(a)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行、付与又は処分される株式、新株予約権又はその他の証券又は権利の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、上記(x)、(y)又は(z)において普通株式を交付する際の普通株式1株当たりの払込金額又は価額を「1株当たり払込金額」として使用して算定される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本(iv)による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

(v) 上記(i)ないし(iv)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他発行会社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iv)にかかわらず、調整後の取得価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までにA

種優先株式の取得請求をした A 種優先株主に対しては、次の算出方法により算出される数の普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \text{調整前取得価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(vi)のいずれかに該当する場合には、取得価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、新設分割、資本金若しくは準備金の額の減少に際して行う剰余金の配当のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得又は行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券全てにつき普通株式が交付された場合を除く。

(iv) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は取得条項付株式若しくは取得請求権付株式の発行条件に従い、当社の普通株式 1 株当たりの対価（新株予約権の場合は行使価額、取得条項付株式又は取得請求権付株式の場合は取得価額を指す。以下、本(v)において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号(2)(ロ)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等の当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本号(2)(ロ)(d)に定める 1 株当たり時価を下回る価額になる場合

(v) 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出にあたり使用すべき 1 株当たりの時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、特段の定めがない限り、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における発行会社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

(e) 取得価額調整式で使用する発行済普通株式の数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の取得価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における発行会社の発行済普通株式の総数とする。また、上記(ロ)(i)の場合には、取得価額調整式で使用する新たに発行する普通株式数は、基準日において当社が保有する当社の普通株式に割り当てられる発行会社普通株式数を含まないも

のとする。

(f) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

(g) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整前及び調整後の取得価額、適用日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

(八) 取得により交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出した A種優先株式の払込金総額} + \text{A種優先株主が取得請求のために提出した A種優先株式に係る累積未払配当金} + \text{経過配当金相当額}}{\text{取得価額}}$$

なお、「経過配当金相当額」とは、当社がA種優先株式を取得する日（以下「取得日」という。）の属する事業年度の初日から取得日までの実経過日数（初日および取得日を含む。）の配当金の額を日割計算した額（但し、第11項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。）をいう。

但し、A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の払込金額の総額は、A種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。取得により交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

(二) 取得請求受付場所

中央三井信託銀行株式会社 証券代行部

(ホ) 取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書及び取得請求に係るA種優先株式の株券が上記(二)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。但し、A種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

15. 現金を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成21年1月1日以降いつでも、10日以上前の事前通知を行うことにより、当該取得請求がなされる日の属する事業年度の当社の分配可能額に0.7を乗じた額を限度として、その保有するA種優先株式の全部又は一部について、当社に対して、現金を対価とする取得を請求することができるものとし、当社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、A種優先株式1株につき10,000,000円に、1株当たりの累積未払配当金及び経過配当金相当額を加えた額の金銭を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

#### 16. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、上記第 14 項の取得請求期間中に取得請求のなかった A 種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下本項において「一斉取得日」という。）をもって取得するものとし、当社はかかる A 種優先株式を取得するのと引換えにかかる A 種優先株式の払込金額相当額の総額、累積配当未払金及び経過配当金相当額を、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）に 0.9 を乗じた額で除して得られる数の普通株式を A 種優先株主に対して交付するものとする。かかる普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に定める方法により取扱う。

#### 17. 現金を対価とする取得条項

- (1) 当社は、平成 25 年 4 月 1 日以降いつでも、A 種優先株主に対して 60 日以上前の事前の通知を行うことにより、A 種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社はかかる A 種優先株式を取得するのと引換えに、本項第 2 号に定める額の金銭を交付するものとする。かかる取得は分配可能額を限度とする。
- (2) 前号に基づく A 種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）を、取得日における第 14 項に定める取得価額で除した数に 10,000,000 を乗じた額又は 10,000,000 円、の高い方に 1.1 を乗じた額に、1 株当たりの累積未払配当金及び経過配当金相当額を加えた額とする。

#### 18. 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、A 種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。
- (2) 当社は、A 種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

#### 19. 本要項は、各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

以上